

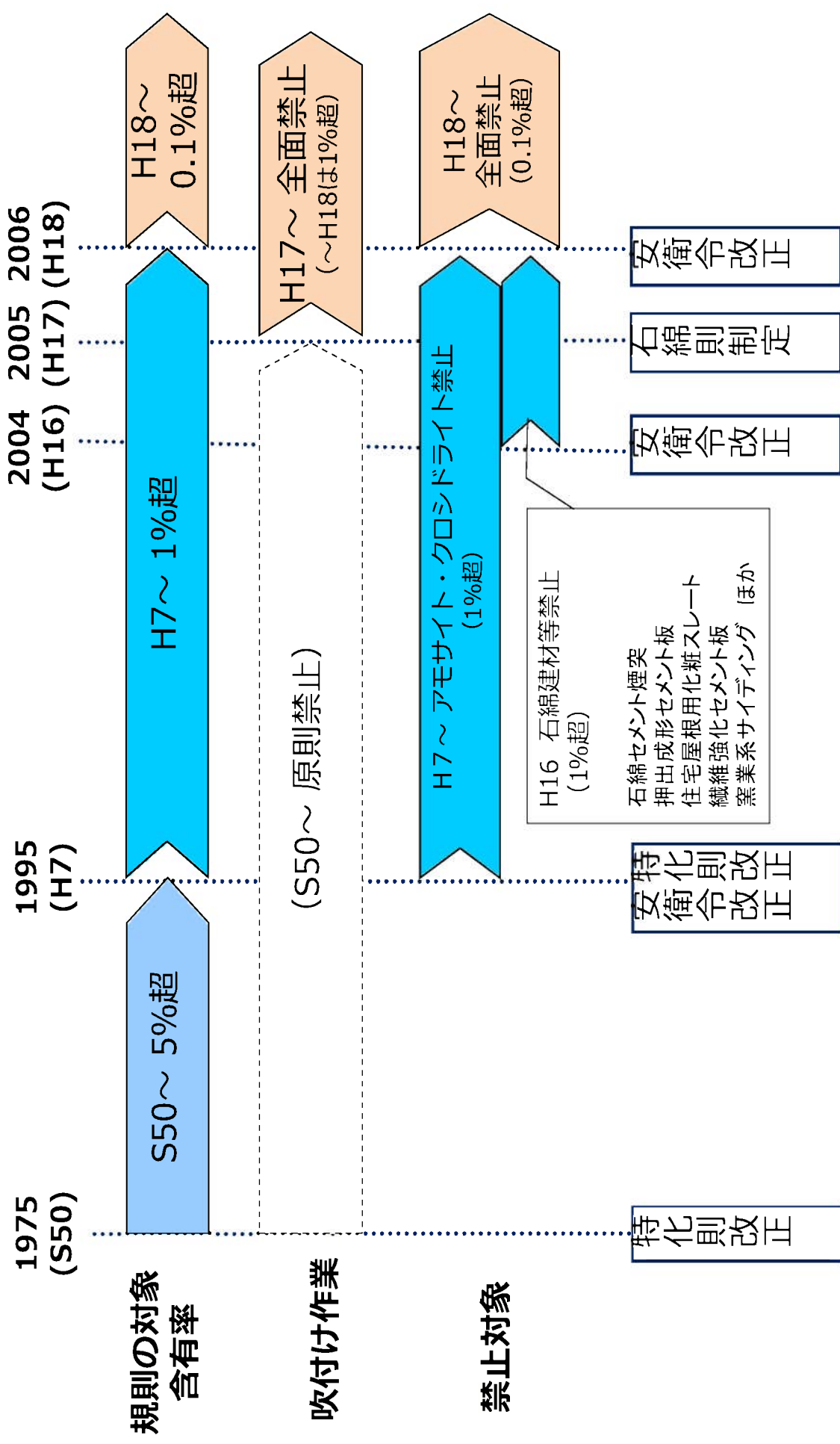
石綿障害予防規則等の一部を
改正する省令の概要について

令和3年8月4日
苫小牧労働基準監督署

○ 石綿障害予防規則等の改正説明 資料目次

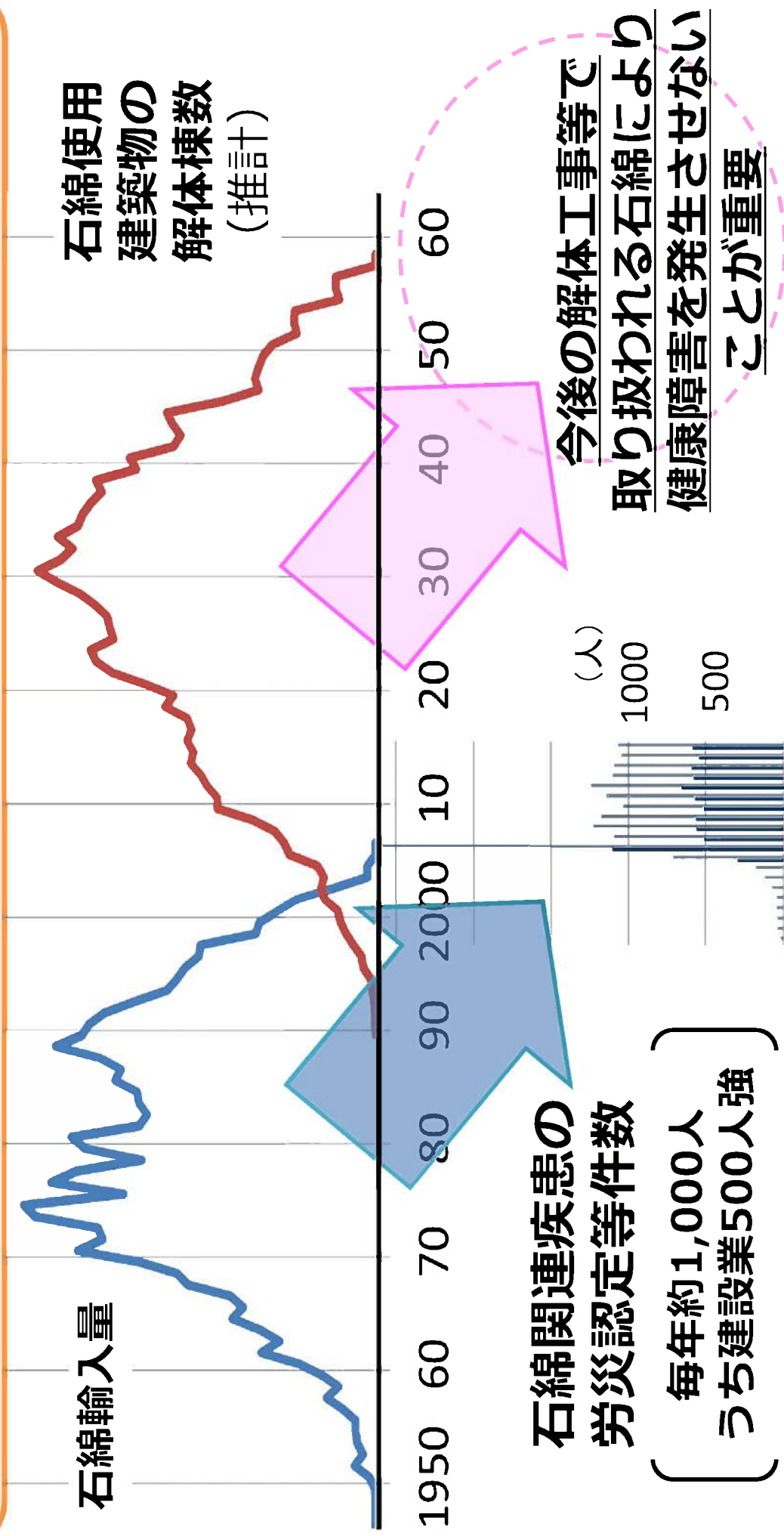
- 1 労働安全衛生法令における石綿規制の推移、現状等 P3～
- 2 石綿障害予防規則等の主な改正内容について P5～
- 3 解体・改修工事開始前の調査 改正 P7～
- 4 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設 改正 P11～
- 5 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化 改正 P16
- 6 隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置新設改正 P16
- 7 その他の作業に係る措置の強化 改正 P17
- 8 作業の記録 改正 P17
- 9 発注者による配慮 改正 P18
- 10 解体・改修工事に係る管理体制 検討会報告書 P18
- 11 石綿障害予防規則の改正事項と施行日 改正 P19

1 労働安全衛生法令における石綿規制の推移






○ 現状と課題について

- ・ 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- ・ 石綿使用建築物の解体棟数はピークに向けてさらに増加
- ・ 今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止の徹底が必要



2 石綿障害予防規則等の主な改正内容について

現 行		改 正 案 ※下線部分が改正内容	
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>揭示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※が対象）</p> <p>計画届（レベル2も計画届） ※四日前</p> <p>事前調査 ※調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p> <p>負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検等</p> <p>負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認等</p>
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 		<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>レベル3</p> <p>けい酸カルシウム板1種※（破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時）</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等、その他石綿含有建材</p>	<p>作業場所の隔離 ※負圧は不要</p>

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容について

解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含まれているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の**新設**
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の**新設**（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の**新設**（隔離（負圧は不要）の義務化）

その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

3 解体・改修工事開始前の調査

事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、**全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならぬ**こととする。
 ※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
 ※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。**基本は現地調査。**

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などで改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シンプリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号））	有害物質一覧表を確認（国土交通省が交付）
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグラウンドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグラウンドパッキンの設置日を設計図書等で確認

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となつていますが、**石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づき措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。**

事前調査を行う者の要件の新設

- **建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない**こととする。

＜参考（告示事項）＞ 告示日 令和2年7月27日、施行期日 令和5年10月1日

厚生労働大臣が定める者は以下のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程
登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等
以上の能力を有すると認められる者

[一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間） ※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
- ② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間） ※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク
コミュニケーション等
- ③ 石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
- ④ 現地調査の実際と留意点（4時間）
- ⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

[一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①－安衛法、石綿疾患・健康リスク知識等（1時間）
- ② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②－大防法、建築基準法、リスク等（1時間）
- ③ 戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査－電気・空調設備と防災（1時間）
- ④ 現地調査の実際と留意点－調査計画、事前準備、事前準備、所有者等の報告（3時間）
- ⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

分析調査を行う者の要件の新設

■ 分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

＜参考（告示事項）＞ 告示日 令和2年7月、施行期日 令和5年10月1日施行

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までに關する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

① 分析の意義及び関係法令 - 心構え、石綿の有害性等（0.75時間）

② 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識 - 石綿含有物の種類組成、使用状況、分析対象（3時間）

③ 分析方法の原理と分析機器の取扱方法 - 光学顕微鏡、エックス線回析装置の基本知識（3時間）

分析の実習もありますが時間指定なし

分析調査を実施することができる者

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格者 上記①から③
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCA インストラクター」

事前調査及び分析調査の結果の記録等

- **事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存**しなければならないこととする。
 - ・ 事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
 - ・ 調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
 - ・ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
 - ・ 事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
 - ・ 事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
 - ・ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所

4 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大

(労働安全衛生規則の改正)

■ **以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づき計画届の対象とする。**

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

＜現行＞

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



＜改正後＞

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設

■ 以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届（スマホも可）により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならぬこととする。※紙での届出も可

＜届出が必要な工事＞ 石綿含有の有無に関わりなく以下の工事届出が必要。

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事



・ 「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プ

ラント等の土地に固定されたもの。「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設

備等の建築設備が含まれるものであることとしていたが、「建築物」と「工作物」の概念をより明確化するため、次

のとおりとした。①「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排

水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むもの。

「工作物」とは①「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置され

ていたもの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築

物内に設置された、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連

する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である

ことに留意すること。請負金額は、材料費も含めた工事全体の金額である。

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、**元請事業者がまとめて届け出なければならぬ**こととする。
- ・**工事着工後に新たに調査が必要な材料が見つかった場合**、当該材料について再度調査を行った上で追加で再度調査を行った材料の届出を提出させる。
- ・**平成18年9月1日以降に着工した建築物又は工作物**は、事業者及び工事に関する基本情報とともに当該建築物又は工作物の着工年月日のみ届出ることと足りること。
- ・**平成18年9月1日以降に着工した工作物**に関して石綿が使用されていないことが明らかである一方で数年に一度の定期修理等の度に着工年月日の届出を繰り返し求めるのは合理的でないため、定期修理等は制度改正後の初回の定期修理の際に届出を求め、その後の定期修理等については届出不要とする。

<参考（告示事項）>届出が必要な**特定の工作物**（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもの）は以下のもの。告示令和2年7/1。施行4年4/1

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上部、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ・ 軽量盛土保護パネル

様式第1号(第4条の2関係) 事前調査結果等報告

元方事業者に関する事項		事業者の 名称	労働保険 番号	事業者の 住所	事業者の 電話番号	
作業場所 の住所		工事の 名称				
工事の 概要	<u>簡素な記載、</u> 建築物又は工作物の新築 工事の着工日				西暦 年 月 日	年 日
建築物又は工作物の構 造の概要	<u>鉄筋コンクリート造等の主要構造に関 する情報、階数、延べ床床面積等</u>		解体工事又は改修工 事の実施期間		西暦 年 月 日	西暦 年 月 日～
解体作業を行う 床面積の合計	m ²	解体又は改修作業の請 負金額 円		事前調査の終了 年月日		西暦 年 月 日
事前調査を 実施した対象 (作業対象 が建築物の 場合に限 る。)	氏名	分析による 調査を 実施した者		氏 名	作業に 係る 石綿作 業主任 の氏名	
	講習実 施機関 の名称	講習実施機関の 名称				

(注意) 請負事業者に関する事項の項目があります

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無		石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、 ②隔離(負圧なし)、 ③湿潤化 ④呼吸保護具の使用
	有	みなし		無	有	無	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	除去	封じ込み	囲い込み	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸アルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
石膏ボード/ロックウール吸音天吊板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□②□③□④□

5 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

<集じん・排気装置の点検>

- ・集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければならないこととする。

<負圧の点検>

- ・作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならないこととする。
- 石綿等に関する知識を有する者(石綿作業主任者又は事前調査者)が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならないこととする。

6 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設

- 石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板1種※を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならないこととする。

レベル3の除去作業に伴う堆積粉じんの再飛散防止のためHEPAフィルタ付真空掃除機等の清掃作業、除去確認。石綿除去以外の作業、解体作業においても呼吸用保護具(取替え式防じんマスク又は使い捨て防じんマスク)着用の徹底。

※ 石綿障害予防規則においては特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めることとし、具体的には告示でけい酸カルシウム板1種を規定する。告示日 令和2年7月、施行期日 令和2年10月1日

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

- 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保ちながら作業。作業場所の隔離は負圧に保つ必要なし。高圧水洗工法、超音波ケレン法等は隔離不要。

7 その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なとき(材料が下地材等と接着材で固定され切断等を行わずに除去すること、材料が大きく切断等を行わずに手作業で取り外すことが困難)を除き、**切断等以外の方法(ボルトや釘等を撤去し手作業で取り外す)により作業を実施しなければならないこととする。**

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、**除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならないこと。**(湿潤状態は散水、固化剤を吹き付け、剥離剤を使用)

8 作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から**40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、事前調査の結果及び作業の実施状況の記録の概要を加える。**(文書等の簡潔な記録)

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならぬこととする。****現場ごとに下記事項について日時・撮影場所・各措置の内容が分かる写真等により記録する。**
 - ① 事前調査結果の概要の掲示、立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿作業場である旨等の掲示状況。
 - ② 隔離措置として、セキユリティーンや集じん・排気装置の写真、漏洩点検・結果、石綿取り残り有無写真。
 - ③ 作業状況、湿潤化の状況、マスク等の使用状況を含む。
 - ④ 石綿含有材料の運搬・貯蔵の確実な包装。
 - ⑤ 作業場外に持ち出す際の器具・保護具等の付着物の除去又は梱包
 - ⑥ 作業従事者および周辺作業従事者の氏名および作業従事期間。**動画による記録も可能**

9 発注者による配慮

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならぬこととする。

10 解体・改修工事に係る管理体制について 検討会報告書

(1) 工事計画作成者及び工事現場の管理者に対する教育

- ① 石綿に関する工事計画を作成する者は、以下の知識を有する者
 - ・ 労働衛生に関する知識
 - ・ 石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
 - ・ 石綿含有建材の除去方法や使用箇所に関する知識
 - ・ 建築物(建築空間など)に関する知識
 - ・ 隔離空間の設計、負圧の維持に関する知識
 - ・ 集じん・排気装置に関する知識
 - ② 工事現場全体を施工管理者(主任技術者又は監理技術者)は以下の知識を有する受講
 - ・ 石綿の有害性及び石綿建材を除去する際の飛散性に関する知識
 - ・ 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置に関する知識
 - ・ 集じん・排気装置に関する知識
- ### (2) 労働者及び一人親方に対する周知の強化

- ① 取り扱う石綿の種類や必要なばく露防止措置 ② 一人親方に石綿の知識習得支援

11 石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7月	10月	4月	4月
				10月
	改正石綿規則・安衛規則の公布			
事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行		
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行		
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）			令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行		
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システム開発	令和3年4月施行	令和4年4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行		
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和3年4月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行		

参考資料①

- ・石綿障害予防規則のQ&A(令和2年10月16日付)

URL: <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/210219-06.pdf>



- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月版)

URL: https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf※

(※環境省HP)



参考資料②

改正石綿障害予防規則条文

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

(石綿障害予防規則の一部改正)

第一条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

	改	正	後
目次			
第一章 (略)			
第二章 石綿等を取り扱う業務等に係る措置			
第一節 (略)			
第二節 労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置(第十条)			
第三節 (略)			
第三章 (略)			
第四章 管理(第十九条―第三十五条の二)			
第五章―第九章 (略)			
附則			
(定義)			
第二条 (略)			
2		この省令において「所轄労働基準監督署長」とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長をいう。	
3		この省令において「切断等」とは、切断、破砕、穿孔、研削等をいう。	
4		(略)	
(事前調査及び分析調査)			
第三条 事業者は、建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)の解体又は改修(封じ込め又は囲い込みを含む)の作業(以下「解体等の作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。			
(削る)			
(削る)			
2		前項の規定による調査(以下「事前調査」という。)は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行われなければならない。	
1		設計図書等の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。	
2		目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。	
3		前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。	
1		既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法	

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

- 二 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第四条第一項の有害物質一覧表確認証書（同条第二項の有効期間が満了する日前のものに限る。）又は同法第八条の有害物質一覧表確認証書に相当する証書（同法附則第五条第二項に規定する相当証書を含む。）の交付を受けている船舶 当該船舶に係る同法第二条第六項の有害物質一覧表を確認する方法
 - 三 建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶（日本国内で製造されたものに限る。）の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日（第五項第四号において「着工日等」という。）が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等（次号から第八号までに該当するものを除く。） 当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法
 - 四 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この項において同じ。）であつて、平成十九年十月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
 - 五 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成二十一年四月一日以降にその接合部分にガスケット又はグラウンドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケット又はグラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
 - 六 平成十八年九月一日以降に製造工事が開始された潜水艦であつて、平成二十一年四月一日以降にガスケット又はグラウンドパッキンが設置されたもの 当該製造工事の着工日及び当該ガスケット又はグラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
 - 七 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業の用に供する施設（次号において「化学工業施設」という。）の設備であつて、平成二十三年三月一日以降にその接合部分にグラウンドパッキンが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該グラウンドパッキンの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
 - 八 平成十八年九月一日以降に新築工事が開始された化学工業施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以降にその接合部分にガスケットが設置されたもの 当該新築工事の着工日及び当該ガスケットの設置日を設計図書等の文書で確認する方法
- 4) 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、当該解体等対象建築物等について石棉等の使用の有無が明らかとならなかつたときは、石棉等の使用の有無について、分析による調査（以下「分析調査」という。）を行わなければならない。ただし、事業者が、当該解体等対象建築物等について石棉等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。
- 5) 事業者は、事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項（第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。）の記録を作成し、これを事前調査を終了した日（分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日）（第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。）から三年間保存するものとする。
- 一 事業者の名称、住所及び電話番号
 - 二 解体等の作業を行う作業場所の住所並びに工事の名称及び概要
 - 三 調査終了日

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

- 四 着工日等（第三項第四号から第八号までに規定する方法により事前調査を行った場合に
あつては、設計図書等の文書で確認した着工日及び設置日）
- 五 事前調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- 六 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合にあっては、分析のための試料を採取した
場所を含む。）
- 七 事前調査の方法（分析調査を行った場合にあっては、分析調査の方法を含む。）
- 八 第六号の部分における材料としての石綿等の使用の有無（前項ただし書の規定により石綿等
が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。）及び石綿等が使用されていないと
判断した材料にあっては、その判断の根拠
- 九 第三項第二号ただし書に規定する材料の有無及び場所
- 6 事業者は、解体等の作業を行う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい
箇所に掲示するとともに、次条第一項の作業を行う作業場には、前項の規定による記録の写し
を備え付けなければならない。
- 一 調査終了日
 - 二 前項第六号及び第八号に規定する事項の概要
- 7 第三項第二号ただし書に規定する材料については、目視により確認することが可能となつた
ときに、事前調査を行わなければならない。
- （作業計画）
- 第四条 事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等（前条第四項ただし書の規定に
より石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。）の解体等の作業（以下「石綿使用
建築物等解体等作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、
あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わ
なければならない。
- （前条）
- （前条）
- 2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。
 - 一 石綿使用建築物等解体等作業の方法及び順序
 - 二 （略）
 - 三 石綿使用建築物等解体等作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
 - 3 （略）
- （事前調査の結果等の報告）
- 第四条の二 事業者は、次のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理
組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る
電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる
事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 一 建築物の解体工事（当該工事に係る部分の床面積の合計が八十平方メートル以上であるも
のに限る。）
 - 二 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）
 - 三 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限
る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が百万円以上であるものに限る。）

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

- 2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る)とする。
- 一 第三条第五項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
 - 二 解体工事又は改修工事の実施期間
 - 三 前項第一号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物(当該工事に係る部分に限る)の床面積の合計
 - 四 前項第二号又は第三号に掲げる作業にあつては、当該工事に係る請負代金の額
 - 五 第三条第五項第五号及び第八号に掲げる事項の概要
 - 六 前条第一項に規定する作業を行う場合にあつては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名
 - 七 材料ごとの切断等の作業(石綿を含有する材料に係る作業に限る)の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
- 3 第一項の規定による報告は、様式第一号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出することをもつて代えることができる。
- 4 第一項各号に掲げる工事を同一の事業者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、同項の規定を適用する。
- 5 第一項各号に掲げる工事の一部を請負人に請け負わせている事業者(当該工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする)があるときは、当該仕事の作業の全部について、当該事業者が同項の規定による報告を行わなければならない。
- (作業の届出)
- 第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号の二による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 一 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ塗りの材(第六条の三において「石綿含有仕上げ塗材」という)を除く)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業
 - 二 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう)等(以下「石綿含有保温材等」という)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る)
- (削る)
- (削る)
- 2 (略)
- (吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置)
- 第六条 事業者は、次の作業に労働者を従事させるときは、適切な石綿等の除去等に係る措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。
- (削る)

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

- 一 前条第二項第一号に掲げる作業（囲い込みの作業にあつては、石綿等の切斷等の作業を伴うものに限る。）
- 二 前条第二項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の切斷等の作業を伴うものに限る。）

2 前項本文の適切な石綿等の除去等に係る措置は、次に掲げるものとする。

一、四（略）

五 第一号の規定により隔離を行った作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

六 第二号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

七 その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

八 前三号の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号に掲げる作業（石綿等の除去の作業に限る。）又は同項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の除去の作業に限る。）を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等を除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならない。

（石綿含有成形品の除去に係る措置）

第六条の二 事業者は、成形された材料であつて石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。次項において「石綿含有成形品」という。）を建築物、工作物又は船舶から除去する作業においては、切斷等以外の方法により当該作業を実施しなければならない。ただし、切斷等以外の方法により当該作業を実施することが技術上困難なときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の場合において、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが飛散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切斷等の方法により除去する作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 当該作業を行う作業場所を、当該作業以外の作業を行う作業場所からシート等で隔離すること。

二 当該作業中は、当該石綿含有成形品を常時湿潤な状態に保つこと。

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

(石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置)

第六条の三 前条第二項の規定は、事業者が建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業に労働者を従事させる場合について準用する。

(石綿等の切断等の作業を伴わない作業に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業（石綿等の切断等の作業を伴うものを除き、囲い込みの作業に限る。）

二 第五条第一項第二号に掲げる作業（石綿含有保温材等の切断等の作業を伴うものを除き、除去又は囲い込みの作業に限る。）

2 (略)

(発注者の責務等)

第八条 解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。次項及び第三十五条の二第二項において同じ。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る解体等対象建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

2 解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及び第三十五条の二第一項の規定による記録の作成が適切に行われるように配慮しなければならない。

(建築物の解体等の作業等の条件)

第九条 解体等の作業を行う仕事の注文者は、事前調査等、当該事前調査等の結果を踏まえた当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第二節 労働者が石綿等の粉じんにはく霽するおそれがある建築物等における業務に係る措置

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく霽するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく霽するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3 (略)

4 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく霽するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

(石綿等の切断等の作業等に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 石綿等の切断等の作業（第六条の二第三項に規定する作業を除く。）
- 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿使用建築物等解体等作業を含み、第六条の三に規定する作業を除く。）

(削る)

三・四 (略)

五 前各号に掲げる作業、第六条の二第三項に規定する作業又は第六条の三に規定する作業(以下「石綿等の切断等の作業等」という。)において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行つた作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。第三十五条の二第三項において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（同項において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一、四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、石綿等の粉じんのばく露の防止に関し必要な事項

2 (略)

(掲示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 (略)

二 石綿の人体に及ぼす作用

三・四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者については、従事した作業の概要、当該作業に従事した期間、当該作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査（分析調査を行った場合においては事前調査及び分析調査）の結果の概要並びに次条第一項の記録の概要

三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿等の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号及び次条第一項第二号において「周辺作業従事者」という。）については、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要、当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱う作業（石綿使用建築物等解体等作業に限る。）に係る事前調査及び分析調査の結果の概要、次条第一項の記録の概要並びに保護具等の使用状況

四 (略)

(作業計画による作業の記録)

第三十五条の二 事業者は、石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、当該石綿使用建築物等解体等作業に係る第四十条第一項の作業計画に従って石綿使用建築物等解体等作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを当該石綿使用建築物等解体等作業を終了した日から三年間保存するものとする。

一 当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した労働者の氏名及び当該労働者ごとの当該石綿使用建築物等解体等作業に従事した期間

二 周辺作業従事者の氏名及び当該周辺作業従事者ごとの周辺作業に従事した期間

2 事業者は、前項の記録を作成するために必要である場合は、当該記録の作成者又は石綿使用建築物等解体等作業を行う仕事の発注者の労働者（いずれも呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業が行われている場所に当該者を立ち入らせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）及び作業衣又は保護衣を着用する者に限る。）を第六条第二項第一号及び第六条の二第二項第一号（第六条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により隔離された作業場所に立ち入らせることができる。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第三項、第四十四条並びに第四十八条第六号（第四十八条の四において準用する場合を含む。）に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

石綿障害防止規則改正内容 傍線部分は改正部分

第二条 石綿障害予防規則の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
	(事前調査及び分析調査)		
第三条 (略)			
2 (略)			
3	前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。		
一・二 (略)			
三	建築物若しくは工作物の新築工事若しくは船舶(日本国内で製造されたものに限る。)の製造工事の着工日又は船舶が輸入された日(第七項第四号において「着工日等」という。)が平成十八年九月一日以降である解体等対象建築物等(次号から第八号までに該当するものを除く)当該着工日等を設計図書等の文書で確認する方法		
四・八 (略)			
4	事業者は、事前調査のうち、建築物に係るものについては、前項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わなければならない。		
5 (略)			
6	事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わなければならない。		
7	事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき、次に掲げる事項(第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げる事項に限る。)の記録を作成し、これを事前調査を終了した日(分析調査を行った場合にあつては、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれか遅い日(第三号及び次項第一号において「調査終了日」という。)から三年間保存するものとする。		
一・七 (略)			
八	第六号の部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む。)及び石綿等が使用されていないと判断した材料にあつては、その判断の根拠		
九	事前調査のうち、建築物に係るもの(第三項第三号に掲げる方法によるものを除く。)を行った者(分析調査を行った場合にあつては、当該分析調査を行った者を含む。)の氏名及び第四項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類(分析調査を行った場合にあつては、前項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類を含む。)の写し		
十 (略)			
8・9 (略)			
	(作業計画)		
第四条	事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等(前条第五項ただし書の規定により石綿等が使用されているものとみなされるものを含む。)の解体等の作業(以下「石綿使用建築物等解体等作業」という。)を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により石綿使用建築物等解体等作業を行わなければならない。		
2・3 (略)			

石綿障害防止・労働安全衛生規則改正内容 傍線部分は改正部分

(事前調査の結果等の報告)

第四条之二 (略)

- 2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの(第三条第三項第三号から第八号までの場合においては、第一号から第四号までに掲げるものに限る。)とする。
 - 一 第三条第七項第一号から第四号までに掲げる事項及び労働保険番号
 - 二、四 (略)
 - 五 第三条第七項第五号、第八号及び第九号に掲げる事項の概要
 - 六・七 (略)
 - 三、五 (略)

(労働安全衛生規則の一部改正)

第三章 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
	(特別教育を必要とする業務)	
第三十六条	法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。	
一、三十三	(略)	
三十四	ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十二年政令第四百三十三号)別表第二第五号に掲げる廃棄物焼却炉を有する廃棄物の焼却施設(第九十条第五号の四を除き、以下「廃棄物の焼却施設」という。)においてはいじり及び焼却灰その他の燃え殻を取り扱う業務(第三十六条に掲げる業務を除く。)	
三十五、三十六	(略)	
三十七	石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十二号、以下「石綿則」という。)第四条第一項に掲げる作業に係る業務	
三十八、四十一	(略)	
第九十条	法第八十八条第三項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。	
一、五	(略)	
五の二	建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。次号において同じ。)に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事	
五の三	建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保漏板、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。)を行う仕事	
五の四	(略)	
六・七	(略)	
	(危険物乾燥設備を有する建築物)	
第二百九十二条	事業者は、危険物乾燥設備(乾燥釜に限る。以下この条において同じ。)を設ける部分の建築物については、平家としなければならない。ただし、建築物が当該危険物乾燥設備を設ける階の直上に階を有しないもの又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物若しくは同条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、この限りでない。	

特定化学物質障害防止規則改正内容

傍線部分は改正部分

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第四條 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	
<p>(健康診断の実施)</p> <p>第三十九條 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(石綿等の取扱ひ若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等(石綿則第三條第四項に規定する石綿分析用試料等をいう)の製造に伴ひ石綿の粉じんを飛散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内(と)に一、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>236 (略)</p>	<p>第三 (た)の製内務</p> <p>236 な</p>

第五條 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の活用

改正後	別表												
<p>別表第一 (第三條及び第四條関係)</p> <p>表一</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十二号)</td> <td> <p>第三條第五項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録の保存</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>表二 (略)</p> <p>別表第二 (第五條、第六條及び第七條関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石綿障害予防規則</td> <td> <p>第三條第五項の規定による記録</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	(略)		石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十二号)	<p>第三條第五項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録の保存</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p>	(略)		(略)		石綿障害予防規則	<p>第三條第五項の規定による記録</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録</p> <p>(略)</p>	(略)		<p>別表 表一 五</p> <p>別表 表二 五</p>
(略)													
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十二号)	<p>第三條第五項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録の保存</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録の保存</p> <p>(略)</p>												
(略)													
(略)													
石綿障害予防規則	<p>第三條第五項の規定による記録</p> <p>(略)</p> <p>第三十五條の規定による記録</p> <p>第三十五條の二第二項の規定による記録</p> <p>(略)</p>												
(略)													

特定化学物質障害防止規則改正内容 **傍線部分は改正部分**

		改正後	
付則 別表一	略	石綿等子殻用平成七年厚生労働省令第21号	略
		略	略
別表一 第三条 第四条関係			
表一	略	石綿等子殻用平成七年厚生労働省令第21号	第三条第七項の規定による記載の保存
		略	略
別表一 第三条 第五条 第七条関係			
表二	略	石綿等子殻用	第三条第七項の規定による記載
		略	略

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用しても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※未規制物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～**取組の5つのポイント**～が実施できているか確認しましょう。
- ～**取組の5つのポイント**～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

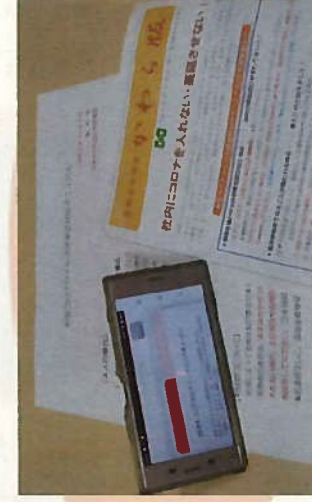
- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

- **体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール**
新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- 【手順】
- ① 感染リスクのある社員の自宅待機
 - ② 濃厚接触者の把握
 - ③ 消毒
 - ④ 関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



- **密とならない工夫**

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォンの無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面の参加者に対し、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

- ※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要
- ### 休憩所での対策（小売業）
- ### 社員食堂での対策（製造業）



▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならぬよう斜めに配置した。



▶ 社員食堂の座席レアウトを交差し、テーブルの片側のみ使用可とした。
▶ また、湿気緩和のため、昼休みのため、昼休みのため、自然乾燥機を設置した。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



▶ 宿泊者と従業員の間感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



▶ 複数人が触る可能性のある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス又感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチャットリスト

- ▶ このチャットリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれませんが、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐに対応できるようにすることで、実効性が高まるものと期待しています。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチャットリスト

項目	はい	いいえ	対応状況
1. 感染予防のための対策			
従業員がマスクやフェイスガードを着用し、咳やくしゃみをする際はマスクを着用し、手拭紙で拭き、手洗いや消毒液による手指の消毒を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
手拭紙や消毒液は十分な量が確保されている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
手拭紙の取扱いや消毒液の取扱いが適切に行われている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
手拭紙の取扱いや消毒液の取扱いが適切に行われている。また、衛生管理員が監視している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
2. 感染防止のための基本的対策			
1. 入館時、エレベーター、ドアノブなど共有の箇所を定期的に消毒している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
2. 共有の箇所を定期的に消毒している。また、衛生管理員が監視している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
3. 共有の箇所を定期的に消毒している。また、衛生管理員が監視している。さらに、消毒剤の種類や濃度を定期的に確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ
4. 共有の箇所を定期的に消毒している。また、衛生管理員が監視している。さらに、消毒剤の種類や濃度を定期的に確認している。また、消毒剤の種類や濃度を定期的に確認している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	はい/いいえ

チャットリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。

職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー—連絡先

受付時間	平日（月～金曜日）	午前 8:30～午後 5:15
北海道	011-709-2311	石川 076-265-4424 岡山 086-225-2013
青森	017-734-4113	福井 0776-22-2657 広島 082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨 055-225-2855 山口 083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野 026-223-0554 徳島 088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜 058-245-8103 香川 087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡 054-254-6314 愛媛 089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知 052-972-0256 高知 088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重 059-226-2107 福岡 092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀 077-522-6650 佐賀 0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都 075-241-3216 長崎 095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪 06-6949-6500 熊本 096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫 078-367-9153 大分 097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良 0742-32-0205 宮崎 0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山 073-488-1151 鹿児島 099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取 0857-29-1704 沖縄 098-868-4402
富山	076-432-2731	島根 0852-31-1157

※雇用調整助成金の特別措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

1 作業に応じたマスク等の選び方

①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

【◎：優れている】、【○：良好】、【△：普通】、【×：やや劣る】

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

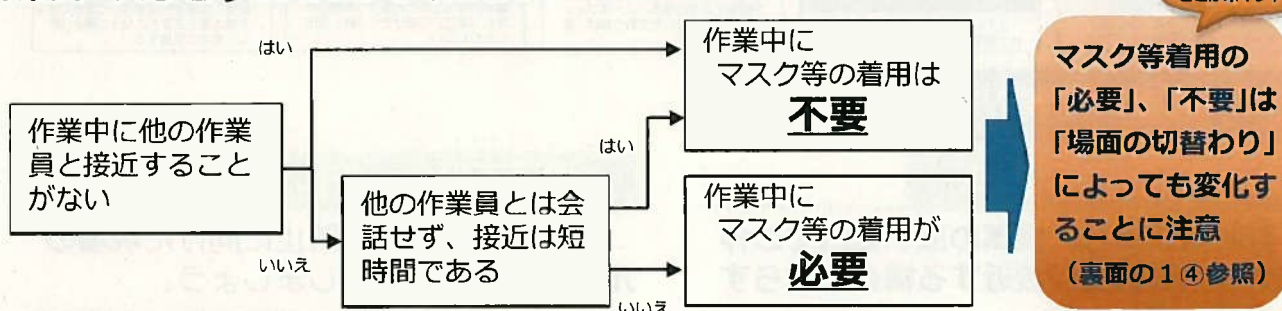
（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したものの調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**



③作業負荷とマスク着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究(*)の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

(*) 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさを「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



3 現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた現場のルールを定め、徹底しましょう。

(例) マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等